

私たちの暮らしを支える水の源

# 水源地域の森林を みんなで守っていきましょう

平成28年  
1月1日から  
事前届出が  
必要です



私たちが県内の森林から  
受ける水の恩恵は、お金に  
すると年間5520億円!

1人当たり約30万円もの  
恵みを森林から受けて暮ら  
していることになりました。

(日本学術会議が平成13年に農林水産省に寄  
した試算方法を参考に県が試算：平成17年7月)

県土の64%を占める森林は、私たちの共有の財産である「水」の源です。しかし、林業の低迷や山村の過疎化・高齢化などにより、森林の荒廃が懸念されるとともに、全国的に、取得目的が不明確な森林の増加が危惧されています。

このため、県では、水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源のかん養機能の維持増進につなげることを目的として、平成27年7月に「三重県水源地域の保全に関する条例」を制定しました。

## 条例の概要

### 取引前に事前届出が必要です!

民有林のうち、県が指定した水源地域において、平成28年1月1日以降に売買等の土地取引を行うときには、30日前までに事前届出が必要です。県は、この届出により、森林の所有目的・利用目的等を把握し、適正な土地利用を促すことで、大切な水源地域を守っていきます。

指定された水源地域など、詳細については県のホームページでご確認ください。

三重県水源地域の保全に関する条例

検索

### 水源地域とは?

水源地域とは、民有林のうち、水源のかん養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域のことです。三重県の民有林の約81.8%にあたる285,475haを水源地域として指定しました。

### 特定水源地域とは?

特定水源地域とは、水源地域のうち、水道事業の水源地など、特に保全する必要がある地域のことです。水源地域の約17.6%にあたる50,376haを指定し、保安林指定や公的な管理を進めていきます。



### 水源地域と特定水源地域のイメージ



### 水源地域内の土地の売買契約



契約

※売主は②の助言の内容を買主に伝達

売主

買主

#### 事前届出

①契約の30日前までに届出 (条例第12条)

②必要に応じて助言 (条例第15条)

※必要に応じて買主に直接助言

三重県

情報共有

市町

### 特定水源地域における保安林指定の推進と公的な管理の促進

保安林に指定することでこんなメリットが!

特例措置等

税金が免除されます!

固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税は課税されません。また、相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて相続税等の評価の際に3~8割が控除されます。

一方で、特定の行為を制限されることもあります。

立木伐採などの際、必要最小限の制限を受けます。保安林で立木を伐採する場合には、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければなりません(間伐および人工林の択伐については届出が必要です)。

#### 保安林とは

森林の中でも、水を育んだり、土砂崩れなどの災害を防止したりする特に重要な森林を「保安林」に指定します。保安林では、伐採や開発行為を制限したり、適切に手を加えたりすることによって、期待される森林の働きを維持しています。

公的な管理

### 「みえ森と緑の県民税」を活用した大台町での公有林化の取り組み

大台町では、安定した水源を確保するために、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、給水人口2,735人の水源地となっている大熊谷流域の森林を購入し、適切な公的管理を実施していくこととしています。



大熊谷の水源地



購入した森林

参加者募集中  
入場無料

国土政策フォーラムin三重

森と水の循環を考える ~水源地域の保全に向けて~

日時 平成28年1月9日(土)  
13:00~15:40 (開場12:30)

会場 三重県総合文化センター  
男女共同参画棟 多目的ホール  
(三重県津市一身田上津部田1234)

定員 300人

申込期限 平成28年1月5日(火)  
※定員に達し次第締め切らせていただきます。

申込要領 下記の問い合わせ先に、住所(所属)・名前(団体名)・電話番号(連絡先)を、メールかファクスでお申し込みください。

主催 国土交通省・三重県

第一部 基調講演(敬称略)

森林の不明化の危機 ~失われる国土~  
公益財団法人 東京財団 研究員兼政策プロデューサー 吉原祥子

第二部 パネルディスカッション(敬称略)

森と水の循環を考える  
~水源地域の保全に向けて~

パネリスト

東京大学名誉教授 太田 猛彦  
味の素ゼネラルフーズ株式会社 代表取締役社長 横山 敬一  
認定NPO法人 森林の会会長 瀧口 邦夫  
大台町長 尾上 武義  
国土交通省国土政策局長 本東 信  
三重県副知事 石垣 英一  
コーディネーター  
吉原 祥子



交通のご案内

バス: 津駅西口1番乗り場から約5分 徒歩: 津駅西口から徒歩約24分  
自家用車: 伊勢自動車道芸濃I.C.から約15分 津I.C.から約10分  
最寄駅: 近鉄・JR・伊勢鉄道「津駅」



問い合わせ先 三重県 農林水産部 森林・林業経営課 TEL 059-224-2564 FAX 059-224-2070 E-mail shinrin@pref.mie.jp

三重の森林づくり

検索